尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成31年3月25日 午後4時3分~午後6時13分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等 教 育 長 松本 틸 教育長職務代理者 濱 英 世 田 委 員 仲 島 正 教 委 員 礒 \blacksquare 雅 司 委 員 德 山 育弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長 白 畑 優 教 育 次 長 西 野 信 幸 事務局参与 介 能島 裕 管 理 部 長 尾田 勝 重 橋本謙二 施設担当部長 学校運営部長 梅山 耕一郎 学校教育部長 平山 直 樹 彦 教育総合センター所長 西川 嘉 社会教育部長 牧 直宏 企画管理課長 高木 健 司 員 課 長 竹 原 努 職 学 務 長 池下克哉 課

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第17号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則 の一部を改正する規則について
- (2) 議案第18号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の 一部を改正する規則について
- (3)議案第19号 尼崎市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第20号 尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第21号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び尼崎市立特別支援学校及 び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第22号 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
- (7) 議案第23号 尼崎市立公民館運営審議会規則の廃止について
- (8) 議案第24号 尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令について

- (9) 議案第25号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程及び尼崎市教育委員会事業所処務規程の一 部を改正する訓令について
- (10) 議案第26号 尼崎市教育委員会事務局出張所規程を廃止する訓令について
- (11)議案第27号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正す る訓令について
- (12) 議案第28号 尼崎市立高等学校処務規程の一部を改正する訓令について
- (13) 議案第29号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について
- (14) 議案第30号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について
- (15) 議案第31号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
- (16) 議案第32号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の一部を変更す る協定について
- (17) 議案第33号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (18) 議案第34号 尼崎市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告事項

(1) 尼崎市立成良中学校琴城分校の入学条件の変更について

日程第4 教育長の報告と委員協議・

午後4時3分、教育長は開会を宣した。

松本教育長本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第33号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」、及び「議案第34号 尼崎市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。

松本教育長 よって、「議案第33号」及び「議案第34号」は、会議規則第6条の2第1項第4

号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。髙木 企画管理課長。

企画管理課長 2月臨時会及び定例会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとお

りでございます。よろしくお願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月臨時会及び定例会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 意義なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

次に、日程第2「議事」の「議案第17号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則 及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」、「議案第 18号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規 則の一部を改正する規則について」、「議案第24号 尼崎市教育委員会教育次長事務 分担規程の一部を改正する訓令について」、「議案第25号 尼崎市教育委員会事務局 事務処理規程及び尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」、 及び「議案第31号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」は 内容が一連のものであるため、一括して審議します。

松本教育長 提案理由の説明を求めます。竹原職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、「議案第17号 尼崎市教育委員会事務局事務分 掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」、「業存第10日 日 佐工 株 充 手 号 への た 切り ない お な ま この ま な な に

「議案第18号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について」、「議案第24号 尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令について」、「議案第25号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程及び尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」、及び「議案第31号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」につきまして、一括してご説明させていただきます。2月の臨時会におきましてもご説明させていただきましたとおり、平成31年度から教育委員会事務局において、学校運営部と学校教育部の統合を主とした組織改正を行いますが、そのことに伴いまして、事務の分掌や分担、また、事務処理に関する規定の変更をはじめとした各種規則及び規程の改正を行う必要が生じておりますことから、それらにつきまして合わせてご説明し、一括してご審議をお願い申し上げるものでございます。

始めに、お手元の資料34ページの「議案第17号 尼崎市教育委員会事務局事務 分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則」につきま して、ご説明致します。これらの規則は、事務局の内部組織の事務の分掌や処理に関 して定めたものでございますが、今般の事務事業の執行体制の変更に伴いまして改正 を要することや、各課の役割の明確化などに伴う文言整理を行う必要を認めましたこ とから、このたび規則改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、 添付いたしております新旧対照表に沿ってご説明させていただきますので、恐れ入り

ますが、45ページをお開きいただき、ご覧くださいますようお願いいたします。ま ず、45ページの新旧対照表の上段、第2条のところにございますとおり、学校運営 部と学校教育部の統合をはじめとした組織改正や名称変更に伴い、各課の規定を整備 しております。ちなみに、この第2条は、機構上の課、必置課を示すものであり、い わゆる「担当課」は、必置課の分掌の一部を担当課長が所掌するものでございますの で、規則上、「担当課」の分掌事務は示されておりません。それぞれの担当課の分掌事 務ですが、「教育振興基本計画担当(課)」は「企画管理課」に、「施設整備担当(課)」 及び「設備整備担当(課)」は「施設課」に、「幼稚園・高校企画推進担当(課)」は「学 校企画課」に、「いじめ防止生徒指導担当(課)」及び「特別支援教育担当(課)」は「学 校教育課」に、「中学校給食担当(課)」は「学校保健課」に、「歴博・文化財担当(課)」 は「社会教育課」に、それぞれ含まれております。また、表の下、第4条のところか らは、「企画管理課」から順に、各課の分掌事務の変更点を掲載しております。45ペ ージの下から46ページの上の方にかけて、「企画管理課」の分掌事務の変更点を記載 しておりますが、これらは、現行の役割を明確にするための規定整理を行うものです。 その下、「職員課」ですが、「職員の研修に関する事務」を「職員課」から「学び支援 課」に移管するため、該当規定を削除しております。次に、表の中ほどから下から4 8ページにかけては、現行の学校運営部各課の分掌事務を定めておりますが、学校教 育部との統合に伴い、規定を削除しております。48ページをお開きください。この ページの下から50ページの頭のところにかけて、新設する「学校企画課」の分掌事 務を定めております。冒頭申し上げましたとおり、今般新設する「幼稚園・高校企画 推進担当(課)」が担う事務も、「学校企画課」の分掌事務の中に規定しております。 なお、「学校企画課」には、主に学校教育に係る施策・計画の総合調整や教育情報シス テムに関することを、「幼稚園・高校企画推進担当」には、幼児教育の振興や市立高等 学校の特色づくり・魅力化の取組をはじめとした、現在の「学校教育課」及び「学務 課」が所管する幼稚園と高等学校に関する各種事務を担わせますことから、それらの 役割を明確にするよう、文言を整理しております。次に、50ページには、「学校教育 課」の分掌事務に関する規定がございますが、ここには、「いじめ防止生徒指導担当 (課) 及び「特別支援教育担当(課)」の分掌事務が含まれております。先ほどご説 明させていただきましたとおり、幼稚園及び高等学校に関する事務は、「幼稚園・高校 企画推進担当(課)」へ移管し、「学校教育課」の所管は、小学校、中学校及び特別支 援学校の義務教育諸学校が中心となることから、それらの規定を整理するとともに、 来年度から教育委員会事務局に新設する「こども教育支援課」へ移管する事務の規定 の削除などを行っております。その下、「こども教育支援課」には、「学校教育課」か ら削除した、長期欠席の児童生徒の支援や教育相談に関する事務を同課の分掌事務と して規定しております。50ページの一番下のところから52ページまで、残る「学 事課」及び「学校保健課」の分掌事務を規定しております。「学事課」につきましては、 現行の「学務課」の分掌事務をもとに、「学校運営課」から移管する事務の規定の追加 や、「幼稚園・高校企画推進担当(課)」へ移管する事務の規定の削除などの整理を行 っております。「学校保健課」ですが、ここには「中学校給食担当(課)」の分掌事務 が含まれておりますが、学校運営部から学校教育部へ所属が変わることに伴う規定の 整理を行っているものです。次に、52ページ中段には、「社会教育課」の分掌事務が ございますが、ここには、「歴博・文化財担当 (課)」の分掌事務が含まれています。「社会教育課」の分掌事務につきましては、同課の役割を明確にするため、規定の整理を行うとともに、新たに設けられる付属機関に係る規定の追加などを行っております。また、今般の全庁的な組織改正の中で、こども青少年本部事務局から移管される「青少年対策に関する事務」に係る規定を、社会教育課の分掌事務に追加しております。このページの一番下、「スポーツ推進課」ですが、課の名称を「スポーツ振興課」から「スポーツ推進課」に改めることに伴う文言整理や現行の役割を明確にするための規定の整理を行っているものです。

54ページ及び55ページは、教育総合センターや社会教育施設の事務分掌などを 規定した「尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則」の新旧対照表となっております。 主な改正内容でございますが、今般の組織改正に伴い、現行の「教職員の学び支援課」 の名称を「学び支援課」に改めますとともに、公民館の廃止に伴い、このページの下 から次のページに記載のとおり、中央公民館及び各地区公民館の分掌事務の規定を削 除するものです。

次に、57ページの「議案第18号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事項と教育長に委任する事項について整理し、定めたものでございますが、公民館運営審議会の廃止及び尼崎市生涯学習審議会の設置に伴い、規定の整理を行う必要を認めましたことから、このたび規則改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、58ページの新旧対照表の中ほどに記載のとおり、教育委員会の権限として定めていた公民館運営審議会委員の委嘱に係る規定を削除するとともに、平成31年4月1日から新たに設けられる生涯学習審議会の委員の委嘱に関する意見の申出についても、教育長には委任せず、教育委員会の権限とするための規定の整備を行うものでございます。

続きまして、ページが飛びますが、89ページの「議案第24号 尼崎市教育委員 会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令」につきまして、ご説明申し上げます。 この規程は、2人の教育次長の役割を明らかにするために、それぞれの事務分担に関 して定めたものでございますが、今般の組織改正や、現行の役割を明確にするための 規定の整備を行う必要を認めましたことから、このたび改正を行うものでございます。 改正内容といたしましては、91ページの新旧対照表の第2条第1項のところに記載 のとおり、これまで第2条第1項各号において、それぞれの教育次長の氏名を規定中 に表記しておりますが、この場合、教育次長の異動のたびに訓令の改正を要するため、 氏名の表記をやめ、「管理担当教育次長」及び「指導担当教育次長」という表記に改め ます。併せて、指導担当教育次長の担任事務から、今般の組織改正で廃止される学校 運営部を削除するものでございます。また、中ほど、改正後の第2条第2項として記 載しておりますとおり、「学校及び事務局におけるいわゆる教育職員の人事に関する事 務」につきましては、「管理部に属する事務」ではありますが、指導担当教育次長の担 任とするための規定を設けるとともに、その下、第3項には、「教育振興基本計画に関 する事務」を両教育次長が共同で担任するための規定の追加を行っているものでござ います。

続きまして、92ページの「議案第25号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程及び尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令」につきまして、ご説明申し上げます。これらの規程は、各役職の職責や権限など、事務処理を進める上で必要なことがらを定めたものでございますが、先にご説明させていただいたものと同様に、今般の組織改正などに伴い、規定の整備を行う必要を認めましたことから、このたび改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、101ページの新旧対照表の中ほどから106ページにかけて記載のとおり、組織改正に伴う各課の個別専決事項の規定の整備、その他現行の役割を明確にするための所要の文言整理を行いますとともに、107ページの下に記載しておりますとおり、公民館の廃止に伴い、中央公民館の個別専決事項の規定を削除するものでございます。

続きまして、再びページは飛びますが、133ページの「議案第31号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定」につきまして、ご説明申し上げます。この協定は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の職員に補助執行させるために、市長と教育委員会との間で結んでいる協定でございます。 変更内容といたしましては、先ほどの議案でもご説明させていただきましたとおり、今般の全庁的な組織改正の中で、現在こども青少年本部事務局が所管しております「青少年対策に関する事務」が教育委員会事務局に移管されますことから、134ページの新旧対照表の下段に記載のとおり、当該規定の追加を行うものでございます。以上で、事務事業の執行体制の変更に伴う規則と規程の改正内容についてのご説明を終わらせていただきます。なお、最後になりましたが、これらの施行期日はすべて、平成31年4月1日としております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 学校運営部が廃止され、学校教育部に移管させたということか。

職員課長 46~48頁において、右側の現行の体制の学校運営部が削除され、例えば学校運営課が学校企画課等に事務が移管しています。また、それに伴う文言整理をしました。

徳山委員 必置課と担当課の違いは何か。

職員課長 生徒指導なども学校教育課の所掌事務であるが、範囲が広すぎるので課長を置いて 担当課にしているが、分掌上では学校教育課の所掌としています。

仲島委員 長期欠席に関することで、長期欠席の報告は今後、学校はどこの部署に連絡することになるのか。

職員課長こども教育支援課です。

仲島委員 これまで学校教育課に連絡がいっていたものが、これからこども教育支援課に入る

ことになると問題は起こらないのか。内部の連絡を密にして問題が起こらないようにしてほしい。

職員課長

事務処理のシステム上で情報共有していくが、どこが主としてやるのかといえば、 こども教育支援課で行っていきます。

仲島委員

「教職員の学び支援課」が「学び支援課」になったのはなぜか。

職員課長

学校教育の人材育成をしていたが、事務局職員の研修も所掌することになり、教職 員だけではなくなったので、「学び支援課」となりました。

松本教育長

他に質疑はございませんか。

松本教育長

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第17号」、「議案第18号」「議案第24号」、「議案第25号」、及び「議案第31号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。よって、「議案第17号」、「議案第18号」「議案第24号」、「議案第25号」、及び「議案第31号」を原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第19号 尼崎市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則について」、「議案第26号 尼崎市教育委員会事務局出張所規程を廃止する訓令について」、「議案第27号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について」、及び「議案第32号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の一部を変更する協定について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。竹原職員課長。

職員課長

職員課長でございます。ただいまより一括でご審議いただきます4つの議案につきまして、順に内容のご確認をいただく前に、議案を上程させていただいている趣旨を簡単にご説明させていただきます。引っ越しに伴いまして、小学校・中学校の転校の必要が生じる場合には、市役所の窓口である市民課や各サービスセンターにおきまして、ほかの事務手続きにあわせ、就学通知書や転学通知書の発行を行っているところでございます。そうした児童生徒の就学や転学、退学に関する事務につきましては、本来は、教育委員会の権限に属するものでございますが、市民の利便性を図る観点から、市長事務部局の組織である市民課や各サービスセンターに担ってもらっているところでございました。このように異なる任命権者の事務を行うためには、法令上の権限整理が必要となります。今般の4つの議案は、市民課や各サービスセンターに引き続きそうした事務を担っていただくという実態は変えない一方、現在採用しております権限の整理の方法よりも合理的な方法に改めますことから、関係規定の整備につい

て、上程させていただいているものでございます。それでは、議案ごとに順にご説明 させていただきます。

はじめに、59ページの「議案第19号 尼崎市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。本規則において先ほどの趣旨に該当する部分は、60ページの右側「現行」の欄にございます「出張所」というものでございます。表に4つの出張所がございますが、これは市民課及び各サービスセンターに対応するものとなっており、すなわち、現在は、市民課及び各サービスセンターを本委員会事務局の出張所として位置付け、権限の整理を行っているものでございます。しかしながら、先ほど申しましたとおり、現行の方法よりも合理的な方法に改めますことから、左側の「改正後」のとおり、このたび「削除」を行うものでございます。

次に、ページは飛びますが、108ページの「議案第26号 尼崎市教育委員会事務局出張所規程を廃止する訓令について」をお開き願います。先ほども申しましたとおり、現在は「出張所」という手法により権限整理を行っているところでございますが、より合理的な方法に改めますことから、この規程は廃止するものでございます。

続きまして、110ページの「議案第27号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について」でございます。先ほど来申し上げております、権限整理を合理的に行うための方法として、今般、こちらの規程を改正するものでございます。現行は、規則で出張所を設置し、また、見開きの左側、109ページに出張所規程の内容を載せておりますが、その第1条に、どのような職員を出張所の職員とするかと規定し、さらに、市長事務部局の課長やサービスセンター所長からの推薦によって出張所の職員を決定し、さらに、辞令書の交付を行うという流れで権限整理を行っております。一方、改める方法といたしましては、地方自治法の規定に基づく「補助執行」という手法であり、113ページの新旧対照表の「改正後」欄の第2条に規定しておりますとおり、まず、本委員会の権限を市長事務部局の職員に補助執行させると規定し、その下、第3条におきまして、就学通知書や転学通知書の発行などの事務を補助執行させると規定することにより、出張所というものの設置や辞令書の交付などなく、権限の整理を図れるものでございます。

こうした手法を取るためには、20ページほど飛びまして、135ページ『議案第32号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の一部を変更する協定について』において記載のとおり、市長と協議し、協定書を締結する必要がございますことから、市長との協議を経た後、従来の協定書の一部を変更し、権限整理を図ろうとするものでございます。最後に、これら規則・規程の改正や規程の廃止、協定の変更の期日でございますが、すべて「平成31年4月1日付け」で行う予定といたしております。簡単ではございますが、以上で議案の内容説明は終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 尼崎市での法令の順序についてはどのようになっているのか。

職員課長条例、規則、訓令の順で、訓令のなかに規程と称するものがあり、その下に通達が

あります。

徳山委員 協定は法令の順序のうちどこに入るのか。

職員課長 協定は、市長と教育委員会が締結し、その協定内容に基づいて訓令などを制定して

いきます。

松本教育長 出張所ではなにが問題なのか。

職員課長 まず出張所における人事異動で、異動になった後に、教育委員会に係る一部の事務

を行ってもらうため併任辞令が必要となりますが、サービスセンターの全職員に併任 を発令するわけではないので、予めどの職員に併任を発令するのかを決めなければな らず、発令は事務分担の整理をした後の5月あたりになってしまいます。また、それ までにもその事務を扱うことがあるので問題となっていました。補助執行を行うこと

で、このような問題が解決できるということです。

磯田委員 今回の改正で、市民課の窓口で学校の個人情報を扱うことはないのか。

職員課長これまでの市民課の手続きや扱う案件は変わりません。どのように整理するのかの

問題であって、個人情報の取り扱いは従来どおり注意して扱ってもらいます。

磯田委員 市民サイドから見れば何か変わるのか。

職員課長市民サイドから見ても何も変わりません。人事サイドでの事務の手間がなくなるだ

けです。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長
質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。「議案第19号」、「議案第26号」「議案第27号」、及び「議案

第32号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第19号」、「議案第26号」「議案第27号」、

及び「議案第32号」を原案のとおり可決いたしました。

松本教育長 次に、「議案第20号 尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する

規則について」、「議案第21号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

及び尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

について」、及び「議案第28号 尼崎市立高等学校処務規程の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。竹原職員課長。

職員課長

職員課長でございます。各学校の管理運営に関する規則及びそれに付随します規程の改正につきまして、順にご説明申し上げます。なお、このたびの議案は、最後にご説明申し上げます高等学校に関する規程を改正するにあたり、高等学校に関する規則はもとより、各学校に関する規則を見直したところ、文言整理が必要な部分があることが認められましたことから、あわせて上程させていただいているものでございます。はじめに、61ページの「議案第20号 尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。本規則の改正内容は、63ページの新旧対照表に記載のとおりでございますが、概ね各条項の文言整理を行っているものでございます。

次に、64ページの「議案第21号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則 の一部を改正する規則について」でございます。本規則の改正内容は、68ページから73ページまでの新旧対照表に記載のとおりであり、改正している部分が多数ございますが、何かしらの実態を変えるものではなく、各条項の文言整理を行っているものでございます。

最後の議案といたしまして、ページが飛びますが、115ページの「議案第28号 尼崎市立高等学校処務規程の一部を改正する訓令について」でございます。本規程は、 最初にご説明申し上げました高等学校の管理運営に関する規則に基づき設けている規 程であり、校長や事務長の事務処理の権限などを定めているものでございます。その 規程の改正内容は、119ページから124ページまでの新旧対照表に記載のとおり であり、こちらも概ね各条項の文言整理や規定の明確化を図るなどしているものでご ざいますが、121ページから124ページまでの別表部分につきましては、右側の ページ 「現行」欄では右端の「事務長」の欄にほとんど何も記載がないところ、左 側のページ 「改正後」欄では「事務長」の欄には、このたび多数規定を加えており ます。現行の規定では、校長の判断がないと事務処理が進まないというような規定に なっておりますが、高等学校には課長級の職員である事務長が配置されており、事務 長の職責や事務処理の効率化の観点も踏まえますと、事務職員などの服務管理に関す る権限は校長から事務長におろした方が望ましいと考えられますことから、記載のと おり改正を行うものでございます。最後に、これら規則・規程の改正の施行期日につ きまして、高等学校に関するものは権限の一部見直しを行っておりますことから、年 度替わりの「平成31年4月1日」とし、その他の学校の管理運営に関する規則につ きましては、文言整理が主となっておりますことから「公布の日」といたしておりま す。簡単ではございますが、以上で議案の内容説明は終わらせていただきます。よろ しくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 高等学校の事務長の役割は。

職員課長 高等学校には市費の一般職を学校事務職員として数名配置し、その事務室の長とし

て課長級職員を置いております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第20号」、「議案第21号」、及び「議案第28号」を、原案のとおり可決することに異議

ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第20号」、「議案第21号」、及び「議案第2 8号」を原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第29号 尼崎市教育委員会辞 令式の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

竹原職員課長。

職員課長 職員課長でございます。「議案第29号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する

訓令」につきましてご説明申し上げます。おそれ入りますが、125ページをお開きください。辞令式とは、職員の任免をはじめとする人事発令行為に関して規定しているものでございますが、今般、大学の課程の履修や国際貢献活動、また、外国で勤務する配偶者に同行する場合などに休業できる制度が条例化されることとなりましたことから、規定の整理を行うものでございます。主な改正内容は、127ページの中ほどから 128ページに記載のとおり、関係する休業制度を承認する場合や復帰する場合などの発令文言を定めるものでございます。最後に、この規則改正の施行期日は、関連する休業制度に係る条例の施行期日にあわせ、平成 31年4月1日といたしてお

ります。簡単ではございますが、以上で議案の内容説明は終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第2

9号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

教育委員 異議なしと認めます。よって、「議案第29号」は原案のとおり可決いたしました。

ここで、職員の入替えを行います。

松本教育長 次に、「議案第30号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正

する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。橋本施設担当部長。

施設担当部長

施設担当部長でございます。議案第30号について、ご説明申し上げます。説明は 議案説明資料で行いますので、恐れ入りますが、教育委員会定例会議案説明資料13 1ページをお開き願います。「尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程」の一部を 改正する訓令について議決を求めるものでございます。改正理由でございますが、公 民館機能を市長事務部局に移管することに伴い、教育委員会の事業組織である中央公 民館を廃止したことから、「尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程」から、中央 公民館が担当する全ての事業所を削除するものでございます。改正内容でございます が、「尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程」にございます別表から、中央 公民館が担当している事業所を削除いたします。132ページに新旧対照表を添付し ておりますので、ご清覧お願いいたします。最後に、3の施行期日ですが、平成31 年4月1日から施行いたします。以上簡単ではございますが本議案の説明とさせてい ただきます。よろしくご審議賜わりますようお願いいたします。

松本教育長説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 図書館は中央しかないのか。

施設担当部長 図書館は中央と北にあり、今回は中央公民館が市長部局に移管したので、公民館部 分を削除します。

松本教育長 そもそも自家用電気工作物保安規程とはなにか。

施設担当部長 施設に必要な電気で、高圧の電流を引いている施設には保安規程を設けて管理しなくてはならないことになっております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第3 0号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第30号」は原案のとおり可決いたしました。 次に、「議案第22号 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止 について」、及び「議案第23号 尼崎市立公民館運営審議会規則の廃止について」は 内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。伊 藤中央公民館長。

中央公民館長 中央公民館長でございます。お手元の議案書をお開き願います。「議案第22号 尼

崎市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について」、及び「議案第23号 尼崎市立公民館運営審議会規則の廃止について」につきまして、一括でご説明申し上げます。お手元の、議案第22号の「議案説明資料」をご覧ください。「1 廃止理由」といたしまして、本案は、「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築」に係る取組を進めていくにあたり、尼崎市立公民館が、新たに、尼崎市立生涯学習プラザとして市長部局に移管されることから、本規則を廃止しようとするものでございます。続きまして、「2 廃止日」につきましては、移管後の施設である「尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例」の施行日が平成31年4月1日であることから、平成31年3月31日としております。なお、「3 参考」として、別紙のとおり、「尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例(公布文)」をお付けしております。こちらの条例につきましては、平成30年7月9日公布、平成31年4月1日施行とされており、付則第2項において、尼崎市立公民館及び尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の廃止が謳われているところです。今後におきましては、市長部局と教育委員会とが連携して社会教育を進め、公民館が担ってきた役割や事業を発展させていくことができるよう、引き続き協議を行ってまいります。

続きまして、議案第23号の「議案説明資料」をご覧ください。議案第22号と同じ内容で、「1廃止理由」、「2廃止日」、「3参考」をお示ししているところでございます。本審議会につきましては、社会教育法第29条の規定にもとづき、尼崎市立公民館設置及び管理に関する条例第10条に設置根拠を置いておりました。公民館がこの4月1日より、尼崎市立生涯学習プラザとして移管されるに伴い、本規則を廃止するものでございます。以上で、議案第22号、第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

松本教育長説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 審議会の最終日はいつだったのか。

中央公民館長 最終日は12月で、役割を終えていただきました。

松本教育長 生涯学習プラザになっても審議会はおくのか。

中央公民館長 引き続き、市長部局で行う生涯学習審議会のなかで同じような機能を残す予定です。 当初教育委員会と約束していたことで、公民館の5本の柱に基づいて引きつづいて事業を行っているのかを確認していきます。

磯田委員 従来の審議会は管理運営について審議していたが、プラザの運営について審議する ことはあるのか。

中央公民館長 従来、公民館運営審議会は頻繁に開催されていませんでした。ベーシックな管理の 在り方や運営の仕方などの課題があれば開催されていました。例えば、公民館のルー ルが厳しくなかったかなど、そのような問題があってから審議会が開催されていまし た。今後の審議会では、全体的な事業を調整し、全体的な論議をする場になるのでは ないでしょうか。 濱田委員 審議会の名称やメンバーはどうなるのか。いつ設置されるのか。

中央公民館長 いまのところ、具体的な名称は決まっていません。教育委員会としては、今までの 審議会メンバーも加えてもらうように要求しているが、今どのような状況かを知らさ

れていないのでお答えできません。

磯田委員 4月1日から公民館と地区会館の相反する施設が一つになって運営されることにな

るので、早く指針を示さなければバラバラになってしまうのではないか。

中央公民館長 今までの公民館の5つの柱の事業は予算を組んでいるので進めていくことになるの は間違いありません。貸館の仕方については、従来の公民館ではなく地区会館のよう

な貸方に近くなるが、営利の場合は2倍の使用料を徴収するなど一定の制約は行っていきます。地域性や使っている方々が今後自主的にルールを作っていくことになります。また、職員が地域に出て、その地域の課題を吸い上げて、プラザで解決していき

ます。最初からルールを決めるのではなく、市民とルールを作っていくことになりま

す。

磯田委員 地域の特性を踏まえて、地域の方々が参画できるような審議会の運営ができるよう

要望します。

濱田委員 3月31日で公民館が移管されて終わりではなく、適宜教育委員会に状況を報告す

るようにしてほしい。

中央公民館長生涯学習審議会を作るときに社会教育課もかかわり、教育委員会に随時進捗状況を

報告するように約束しています。

社会教育部長補足になりますが、審議会の事務局は社会教育課と生涯学習推進課との共管事務と

なり、こども子育て審議会と同様に委員委嘱についても教育委員会に諮る予定です。 ですから審議内容についても随時、教育委員会協議会等で報告することとなっており、

各プラザの現場も視察していただく予定です。

松本教育長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。「議案第22号」、及び「議案第23号」を、原案のとおり可決す

ることに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第22号」、及び「議案第23号」を原案のと

おり可決いたしました。

次に、日程第3「協議・報告事項」に移ります。「尼崎市立成良中学校琴城分校の入

学条件の変更について」を議題とします。説明を求めます。高橋学校教育課長。

学校教育課長

学校教育課長でございます。本日の資料の173ページをお開き願います。よろし いでしょうか。それでは、「尼崎市立成良中学校琴城分校の入学条件の変更について」 ご説明申し上げます。来年度以降の募集要項において、入学資格の変更を行っており ます。173ページの「1 入学条件」をご覧ください。「③尼崎市に居住または勤務 する者を原則とする」というものを「尼崎市に居住または勤務するものとする」に変 更し、入学受け入れを拡大します。入学既卒者の受け入れ拡大の経緯をご説明いたし ますので、「2 経 緯」をご覧ください。(1) 平成27年7月30日付の文部科学 省からの通知において、様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育 を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で 学び直すことを希望する者とあり、これらの者が琴城分校に入学を希望した場合、入 学を許可することが適当であると考えるものでございます。(2)平成28年12月1 4日公布の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関す る法律」において、学齢期を過ぎた者で学校における就学の機会が提供されなかった 者のうち就学の機会を希望するものが多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な 時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他必要な処置を講ずるも のと定められており、設置している市町村において個々の生徒のニーズや年齢、経験 に応じた教育課程や指導上の工夫を図るとともに実質的に十分な教育を受けられなか った多様な生徒の受け入れを検討し、対象生徒の受け入れを拡大することが求められ ました。本市といたしましては、(1)及び(2)を受けて、入学要件の方向性を見直 し、(3) 平成29年2月13日教育委員協議会にて試験登校として受け入れた入学希 望既卒者3名について、本人の意思を確認のうえ、平成29年度から入学を認めてい くことを報告いたしました。(4)平成29年12月25日教育委員会定例会にて、生 徒募集要項を変更し、市内在住者に限り入学希望既卒者の入学を認めると報告し、承 認していただきました。(5)入学希望既卒者の入学人数は、平成29年度に1名、平 成30年度に1名おります。次の段階といたしまして、尼崎市に住んでおられなくて も、尼崎市に労働を提供しているものにも受け入れを拡大し、学ぶ機会の確保に努め てまいります。さらに今後は、県内に3校しかない夜間中学校の1つである琴城分校 をもつ責任の重大さを考慮し、学び直しを希望する市外在住・在勤のものの受け入れ も検討してまいります。環境面や負担金など様々な角度から県の教育委員会や近隣市 との協議を進めてまいります。次に「3 その他(修業年限について)」をご説明いた します。修業年限については原則3年としており、病欠等の特別な理由での長期欠席 がない限り、原級留置はしておりません。ただし、小学校の全課程が未修了であるな ど、極めて特別な事情があり学習に多大な時間を要する生徒については、原級留置を 認め、就業年限の上限を9年間としたいと考えております。引き続きまして、174 ページからの生徒募集要項の変更点をご説明いたします。「3 入学資格」の(3)の 「ただし、入学希望者既卒者は、尼崎市に居住する人とする」という箇所を削除しま した。175ページの「6 入学の手続き」の(3)の「入学希望既卒者は除く」と の記載は誤りですので、削除の訂正をお願いいたします。以上、「尼崎市立成良中学校 琴城分校の入学条件の変更について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお 願い申し上げます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員 文字上は3年となっているが、実質は9年か。

学校教育課長 就業年数は原則3年ではあるが、9年就業できます。

濱田委員 入学の期間は緩くなっているのか。

学校教育課長 入学期間は1月4日から3月29日までを設けているが、相談次第で入学を受け付けています。

仲島委員 市外からの入学許可は検討中とのことだが、いつまで検討しているのか。スピード 感をもって進めていかなければならない。県にしっかり要求すべき。

学校教育課長 県との協議会を2回行い、12月の県との意見交換会で、本市で運営に係る経費などを細かく金額を提示して要望しています。来年度、具体的なことを県と協議して進めていきたい。

仲島委員 お金だけではなく、人員的な問題もあり、簡単にはできないことかもしれないが、 県の進め方も市の進め方も遅い。

松本教育長 難しい側面もあって、今回琴城分校は建物が新しくなるので当面の間は関係ないが、 建物の修繕費や建設費を他市に請求できるのかという問題がある。また、阪神地区は 受け入れるけど、姫路などの西の方は受け入れないなど、どこまでの範囲にするのか という問題がある。この就業年数が9年というのは神戸などの他の市も同様なのか。

学校教育課長 奈良市や神戸市は資料がないためわかりません。だいたい小学校6年間と中学校3年間を合わせて9年間としている。

学校教育部長 神戸市は3年だが、高等学校の受け入れが進んでいます。12年のところもあります。

磯田委員 外国人労働者が増える一方で、夜間中学校への外国人の受け入れも増えてくるのではないか。

松本教育長 途上国などで中学校相当の卒業ができていない人などの受け入れ先となっている。 このあたりもみなさんで議論しながら進めていきたい。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。髙木企画管理課長。

企画管理課長

企画管理課長でございます。「教育委員会3月定例会報告事項」について、でござい ます。お手元の資料、一番最後176ページをお開き願います。まず、総務関係でご ざいます。2月21日から3月22日まで、市議会定例会が開催され、主に、来年度 に係る予算審議が行われ、代表質疑、総括質疑内容については、白畑教育次長から、 後ほど、ご説明申し上げます。続いて、学校教育関係では、各学校園において、卒園 式、卒業式、修了式などが行われました。3月8日には、あまがさきキューズモール 様から、小田地区8小学校新1年生に対し、防犯ベルのご寄付をいただき、感謝状贈 呈させていただきました。次に、社会教育関係では、記載はございませんが、月末に 木村化工機様から1000万円のご寄付をいただき、10月オープン予定のユース交 流センター内に設けられる予定の配本所に、蔵書されることとしております。 4月の 主要行事予定表に移りまして、3月28日、ヤンマーの山岡財団様から今年度100 万円のご寄付をいただき、レッスンコンサートなどに充てさせていただきましたこと から、感謝増贈呈式を執り行わせていただく予定でございます。また、山岡財団様か らは、5月9日から14日までの間、アウクスブルク姉妹都市提携60周年事業として、 市尼、双星高校吹奏楽部計30人分の渡航費用等、半額程度のご助成をいただくよう 依頼中と、シティープロモーション事業担当課からお聞きしております。4月4日に は、教育委員会始業式、4月10日、総合教育会議の後、協議会を開催させていただ きたく、そこで給食センターに係る「PFI業者選定委員会の委嘱について」を協議事項 として、あげさせていただきたく思っております。最後に4月22日、教育委員会定 例会を開催予定しております。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。次に、日程第2「議事」 に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~~~~~~以下 議事の大要は非公開とする~~~~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。 これをもちまして、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時13分、教育長は閉会を宣 した

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。